

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
工事等の名称	住民記録関連システム過渡期連携基盤等保守委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	50,577,120円
工事等の概要	住民記録関連システム過渡期連携基盤等の保守委託
随意契約の理由	住民記録関連システム過渡期連携基盤等については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき令和7年1月6日から本稼動している、「標準準拠版住民記録関連システム」と、標準化未対応の基幹系業務システム間の異なるデータ形式での情報連携を可能とするものである。当契約はその基盤や関連システム等の保守を行い、住民の宛名情報などを基幹系システム間で安定的に連携させるものである。 基幹系システムの障害や問題の発生は即座に業務継続及び市民サービスの停止となる可能性がある重大なものである。よって、システムにおける障害等を未然に防ぎ、新システムでの業務を支障なく遂行するため、本業務の委託事業者は、当該システムを熟知している事業者が最も適当である。 日本電気株式会社においては、住民記録関連システム過渡期連携基盤の導入事業者であり、データベースやパッケージの構造も熟知していることから、設計に係る時間の大幅な短縮が可能であり、経費的な観点においてもメリットがあるため、本業務を履行するに最も適当な委託業者であると認められる。 従って、本業務については、その性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第167

	条の2第1項第2号の規定を適用し、日本電気株式会社を相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。また、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者からのみ見積書を徴するものである。
--	---